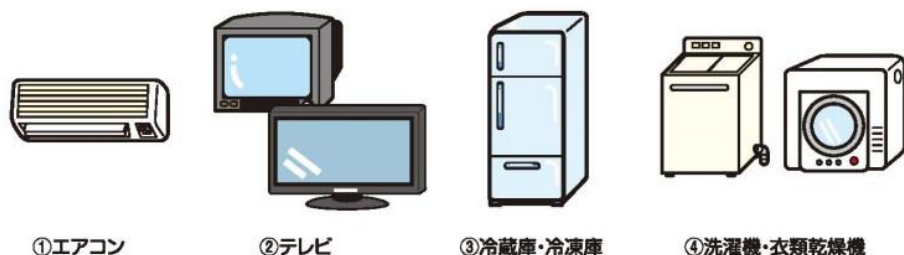


エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象となるため、収集・処理はできません。

●「家電リサイクル法」って何?

家電リサイクル法とは、家電品の中で、①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機の4品目については、製造業者(メーカー)の責任で再商品化(リサイクル)を行わなければならないという法律です。

《《この4品目が「家電リサイクル法」の対象品目です。》》》



●リサイクル費用と収集運搬費用はどのくらい?

	料 金(参考)
エ ア コ ン	900円(税別)+収集運搬費用
テ レ ビ	2,700円(税別)+収集運搬費用
冷 蔵 庫・冷 凍 庫	4,300円(税別)+収集運搬費用
洗 濯 機・衣 類 乾 燥 機	2,300円(税別)+収集運搬費用

代表的な費用は上記のとおりですが、メーカーや家電製品の種類によって金額が異なります。また、収集運搬費用は各電気店などで異なる場合がありますので、電話等でお問い合わせください。

●この4品目はどのように出せばいいの?

この4品目の処分方法は2通りありますが、基本的には、以前その家電品を購入した電気店、あるいは買い換えの際に新品を購入した電気店に引き取りを依頼することになります。まずは最寄りの電気店へお問い合わせください。それでは、具体的に2つの処分方法を紹介します。

A 以前その家電品を購入した電気店、買い換えの際に新品を購入した電気店又は最寄りの電気店に引き取りを依頼し、リサイクル料金と収集運搬費用を支払う方法(料金販売店回収方式)。



※この方法が全ての電気店でできるとは限りませんので、引き取りを依頼する電気店へお問い合わせください。

B リサイクル料金を郵便局に振り込み、指定引取業者に直接持ち込む方法(料金郵便局振込方式)。



- (ア) 郵便局に備え付けの専用の振込用紙でリサイクル料金を支払います。その時に払込証明書を受け取ってください。
- (イ) 指定引取業者へ引き取りを依頼します。
- (ウ) 指定引取業者に直接持ち込み、郵便局で受け取った**払込証明書**を渡し、引き取ってもらいます。

■指定引取業者(東北地区)

- ① (株) 山口商店 TEL 0956-31-3268 住所 佐世保市大和町962
- ② (株) 佐世保ダイキュー運輸[(株) 久留米運送佐世保店内] TEL 0956-30-7285 住所 佐世保市新行江町539-1